

○内閣府令第六号
経済産業省

割賦販売法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十四号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉
経済産業大臣 梶山 弘志

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令
割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

割賦販売法施行規則

目次

第一章 総則（第一条）
第一章の二 割賦販売
第一節 総則（第一条の二―第十一条）
第二節 前払式割賦販売（第十二条―第二十六条）
第二章 ローン提携販売（第二十七条―第三十五条）
第三章 信用購入あつせん
第一節 包括信用購入あつせん
第一款 業務（第三十六条―第六十条）
第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例（第六十一条―第六十二条の六）
第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条―第六十八条の二）
第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者（第六十八条の三―第六十八条の十七）
第二節 個別信用購入あつせん
第一款 業務（第六十九条―第九十八条）
第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条―第一百三条）
第三節 指定信用情報機関
第一款 通則（第一百四条―第一百八条）

割賦販売法施行規則

目次

第一章 総則（第一条）
第一章の二 割賦販売
第一節 総則（第一条の二―第十一条）
第二節 前払式割賦販売（第十二条―第二十六条）
第二章 ローン提携販売（第二十七条―第三十五条）
第三章 信用購入あつせん
第一節 包括信用購入あつせん
第一款 業務（第三十六条―第六十二条）
〔新設〕
第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条―第六十八条の二）
〔新設〕
第二節 個別信用購入あつせん
第一款 業務（第六十九条―第九十八条）
第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条―第一百三条）
第三節 指定信用情報機関
第一款 通則（第一百四条―第一百八条）

第二款 業務（第九十九条―第一百四十四条）

第三款 監督（第一百五十五条―第一百七十七条）

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用

購入あつせん業者（第十八条―第二十一条）

第四章 前払式特定取引（二十二条―第二十五条）

第五章 指定受託機関（第二十六条―第三十一条）

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理（第三十二条

条―第三十三条）

第二節 クレジットカード番号等取扱契約（第三十三条の

二―第三十三条の四）

第七章 認定割賦販売協会（第三十四条・第三十五条）

第八章 雑則（第三十六条―第四十二条）

附則

第一章の二 割賦販売

第二節 前払式割賦販売

（前払式割賦販売契約款の基準）

第十三条 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で

定める基準は、次のとおりとする。

一 次の事項が記載される欄があること。

イ〜ニ 「略」

ホ 商品の種類

へ〜リ 「略」

第二款 業務（第九十九条―第一百四十四条）

第三款 監督（第一百五十五条―第一百七十七条）

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用

購入あつせん業者（第十八条―第二十一条）

第四章 前払式特定取引（二十二条―第二十五条）

第五章 指定受託機関（第二十六条―第三十一条）

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理（第三十二

条―第三十三条）

第二節 クレジットカード番号等取扱契約（第三十三条の

二―第三十三条の四）

第七章 認定割賦販売協会（第三十四条・第三十五条）

第八章 雑則（第三十六条―第四十二条）

附則

第一章の二 割賦販売

第二節 前払式割賦販売

（前払式割賦販売契約款の基準）

第十三条 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で

定める基準は、次のとおりとする。

一 次の事項が記載される欄があること。

イ〜ニ 「略」

ホ 商品若しくは権利又は役務の種類

へ〜リ 「略」

二〇五 [略]

(変更の届出)

第二十条 [略]

2・3 [略]

4) 第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において準用する法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

(包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等)
第三十六条 法第三十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 [略]

四 法第三十条第一項第二号の事項は、第五項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料（金利、信用

二〇五 [略]

(変更の届出)

第二十条 [略]

2・3 [略]

[新設]

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

(包括信用購入あつせんの取引条件の表示の方法)
第三十六条 法第三十条第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

[新設]

二 [略]

三 法第三十条第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料（金利、信用調

調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2|| 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一|| 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を提供すべき事項（以下「提供事項」という。）を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項、第五十条、第五十三条、第五十五条の四及び第六十八条の七において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の

調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

〔新設〕

閲覧に供する方法

- 二 閲覧ファイル（包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。以下次項、第五十条、第五十五条の四及び第六十八条の七において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
- 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 利用者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が終了する日までの間、次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。
- ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。
- イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

〔新設〕

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

4 この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5・6 「略」

第三十七条 法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の

〔新設〕

2・3 「略」

第三十七条 法第三十条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

〔新設〕

情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 「略」

四 法第三十条第二項第二号の事項は、第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、前条第二項に掲げる方法とする。

3 前項の方法は、前条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

4・5 「略」

第三十七条の二 法第三十条第三項の規定により同条第一項各号又は同条第二項各号の事項を記載した書面（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を交付するときは、第三十六条第一項、第五項及び第六項又は前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

2 法第三十条第三項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等（法第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号に限る。以下この号、第五

十三条の二、第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十八條の六において同じ。）を付与すること。

二 「略」

三 法第三十条第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

〔新設〕

〔新設〕

2・3 「略」

〔新設〕

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通じて、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項又は第二項の規定による情報の提供を行つた場合。

第三十八条 法第三十条第四項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件については広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 「略」

三 法第三十条第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第三十六条第五項又は第三十七条第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

(包括支払可能見込額の調査等)

第三十九条 法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府

第三十八条 法第三十条第三項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件については広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 「略」

三 法第三十条第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第三十六条第二項又は第三十七条第二項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

(包括支払可能見込額の調査等)

第三十九条 法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府

令で定める事項は、次のとおりとする。

一 「略」

二 預貯金（利用者（個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十八条の三、第六十八条の四、第三節及び別表第二において同じ。）の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三〇五 「略」

第四十一条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下同じ。）を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等（以下「付随カード等」という。）についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

令で定める事項は、次のとおりとする。

一 「略」

二 預貯金（利用者（個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第三節及び別表第二において同じ。）の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三〇五 「略」

第四十一条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下この条、第四十三条第一項第五号、同条第二項及び第四十七条の二において同じ。）を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等（以下「付随カード等」という。）についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

2 「略」

第四十三条 「略」

2 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一〇五 「略」

第四十七条 法第三十条の二第三項の経済産業省令・内閣府令で定めるものは、基礎特定信用情報（信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を除き、認定包括信用購入あつせん業者が法第三十条の五の五第二項の規定により特定信用情報を使用する場

ればならない。

2 「略」

第四十三条 「略」

2 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号、第三号、第四号若しくは第五号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結したすべての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一〇五 「略」

第四十七条 法第三十条の二第三項の経済産業省令・内閣府令で定めるものは、基礎特定信用情報（信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を除く。）その他利用者又は購入者等の信用購入あつせんに係る支払能力に関する情報をいう。

合及び登録少額包括信用購入あつせん業者が法第三十五条の二の四第二項の規定により特定信用情報を使用する場合には、第百十八条第二項第一号イに規定する事項を除く。）その他利用者又は購入者等の信用購入あつせんに係る支払能力に関する情報をいう。

第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ [略]

ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

二・ホ [略]

第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結したすべての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ [略]

ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（法第三十条の二第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

二・ホ [略]

二 第四十一条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ 「略」

ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

ニ・ホ 「略」

（包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等）

第四十九条 法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項

二〇九 「略」

第五十条 法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 第四十一条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ 「略」

ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（法第三十条の二第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

ニ・ホ 「略」

（書面の交付等）

第四十九条 法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき交付した書面に、次条第三号に定めるところにより記載した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称

二〇九 「略」

第五十条 法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 「略」

四 前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ 「略」 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結

「新設」

三 「略」

四 前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ 「略」 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

	<p>二 支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項</p>
<p>した場合にあつては令第二十五条に定める日数)以上の相当な期間を定めてその支払を書面(第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法)で催告し、その義務が履行されない場合に限り旨が定められていること。</p> <p>ハ・ニ 「略」</p>	<p>イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日(認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカ</p>

	<p>二 支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項</p>
<p>ハ・ニ 「略」</p>	<p>イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限り旨が定められていること。</p>

三・四 [略]	
	<p>ド等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数)以上の相当な期間を定めてその支払を書面(第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法)で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。</p> <p>ロ [略]</p>

五 [略]

2|| 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一|| 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えら

三・四 [略]	
	<p>ロ [略]</p>

四 [略]

[新設]

れたファイルに記録する方法

ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

3|| 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去する

〔新設〕

ことができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第五十一条 法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項

二・三 「略」

第五十一条 法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき交付した書面に、次条第三号に定めるところにより記載した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称

二・三 「略」

四 法第三十条の五の規定に関する事項
五〇八 「略」

第五十二条 法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

- 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 「略」

- 四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ 「略」 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第

四 法第三十条の五の規定に対する抗弁に関する事項
五〇八 「略」

第五十二条 法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

「新設」

二 「略」

- 三 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ 「略」 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日以上（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第

<p>二 支払時期の到来していない弁済金の支払の請求に関する事項</p>	
<p>イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業</p>	<p>ハ 「略」</p> <p>一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数)以上の相当な期間を定めてその支払を書面(第五十五条の第三項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法)で催告し、その義務が履行されない場合に限り旨が定められていること。</p>

<p>二 支払時期の到来していない弁済金の支払の請求に関する事項</p>	
<p>イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業</p>	<p>ハ 「略」</p> <p>れていること。</p>

三 〔略〕	<p>者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。</p>
----------	--

三 〔略〕	<p>者が二十日以上上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。</p>
----------	---

五 「略」

- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、第五十条第二項に掲げる方法とする。
- 3 前項の方法は、第五十条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

第五十三条 法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び包括信用購入あつせんの手数料以外の債務のうち未払として残っている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を表示すること。

四 「略」

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ又はハに掲げるもの

イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 「略」

「新設」

「新設」

第五十三条 法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

「新設」

二 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び包括信用購入あつせんの手数料以外の債務のうち未払として残っている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。

三 「略」

「新設」

ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、弁済金に係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日（新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金に係る情報を提供する場合（当該弁済金について一部の弁済を受けた場合及び当該弁済金に当該弁済金以外の弁済金を合算する場合を含む。）には、当該情報を提供する日）までの間、顧客ファイルに記録された提供事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を

〔新設〕

消去することができる。

第五十三条の二 法第三十条の二の三第四項本文の規定により同条第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面（包括信用購入あつせんに係る債務が残存する包括信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。）を交付するときは、第四十九条及び第五十条第一項若しくは第五十一条及び第五十二条第一項又は前条第一項の規定を準用する。

2 法第三十条の二の三第四項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する業務が、次のいずれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通じて、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち前条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が法第三十条の二の三第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定に

〔新設〕

よる情報の提供を行った場合

第五十四条 法第三十条の二の三第五項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あつせん関係役員提供契約であつて当該契約に係る役員（法第二条第五項に規定する指定役員を除く。）の現金提供価格が一万円に満たないもの又は包括信用購入あつせん関係役員提供契約であつて役員の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、若しくはそれと引換えに、役員の提供を受けるときは、直ちに当該役員の全部の履行が行われることが通例である役員（法第二条第五項に規定する指定役員を除く。次項において同じ。）を提供するものを締結した場合においては第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該役員の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あつせん関係役員提供契約であつて当該契約に係る商品（法第二条第五項に規定する指定商品を除く。）の現金販売価格が一万円に満たないものを締結した場合においては、第四号、第六号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該商品の購入者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あつせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない商品（当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）に係る情報をそれぞれ提供しないことができる

第五十四条 法第三十条の二の三第四項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あつせん関係役員提供契約であつて当該契約に係る役員（法第二条第五項に規定する指定役員を除く。）の現金提供価格が一万円に満たないもの又は包括信用購入あつせん関係役員提供契約であつて役員の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、若しくはそれと引換えに、役員の提供を受けるときは、直ちに当該役員の全部の履行が行われることが通例である役員（法第二条第五項に規定する指定役員を除く。次項において同じ。）を提供するものを締結した場合においては第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該役員の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あつせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない商品（当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）に係る情報をそれぞれ提供しないことができる

一〇十一 [略]
2 [略]

第五十五条 法第三十条の二の三第五項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一・二 [略]

三 法第三十条の二の三第五項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ〜ハ [略]

四・五 [略]

2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あ

つせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する

一〇十一 [略]
2 [略]

第五十五条 法第三十条の二の三第四項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一・二 [略]

三 法第三十条の二の三第四項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ〜ハ [略]

四・五 [略]

〔新設〕

方法

ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法
磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいずれか遅い日まで、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること

〔新設〕

。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

4 第一項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係業務提供事業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五十五条の二 法第三十条の二の三第六項本文の規定により同

〔新設〕

第五十五条の二 法第三十条の二の三第五項の規定により同条第

条第五項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。

2 法第三十条の二の三第六項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十条の二の三第五項各号の事項を記載した書面の交付により同項の規定による情報の提供を行った場合

(契約の解除等の制限)

第五十五条の三 法第三十条の二の四第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供す

四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条の規定を準用する。

[新設]

[新設]

る役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合

2|| 前項第一号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。

3|| 第一項第二号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うときはあらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4|| 前項の規定による承諾を得た包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十条の二の四第一項に規定する

催告を同項の電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条の四 法三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したもの

[新設]

を交付する方法

2|| 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一|| 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二|| 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを確認したときは、この限りでない。

第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例

(認定包括信用購入あつせん業者の認定の申請)

第六十一条 法第三十条の五の四第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなくてはならない。

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法

「削る」

「削る」

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十一条 法第三十条の六において読み替えて準用する法第四十条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ|| 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられ

「新設」

二 延滞率（一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むものの割合をいう。以下同じ。）に関する事項

三 法第三十条の五の四第一項第二号の体制

2 前項の申請書は、様式第十三の二によるものとする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法及び同項第二号の体制に関する社内規則等（認定包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役員又はこれらに準ずる者をいう。第六十三条第二項第七号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第三号、第六十八条の十一第三号、第九十九条第二項第七号、第百条第三号及び第百三十三条の二第二項第三号において同じ。））、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて認

たファイルに当該事項を記録する方法（法第三十条の六において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

〔新設〕

2 前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

〔新設〕

定包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十二條の二第二項において同じ。）

二 法第三十條の五の四第一項第二号の体制に関する組織図

(認定の基準)

第六十二條 法第三十條の五の四第一項第一号の經濟産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十條の五の四第一項第一号の方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。
- 二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。
- 三 この命令に基づいて指定情報機関が算定する延滞率を

超えないよう延滞率を管理すること。

2 法第三十條の五の四第一項第二号の經濟産業省令で定める基準は、法第三十條の五の五第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

(変更の認定)

第六十二條の二 法第三十條の五の四第三項の規定による認定の申請は、様式第十三の三による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

第六十二條 令第二十三條において読み替えて準用する令第二條の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第一号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に関する社内規則等

二 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第二号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図

(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)

第六十二条の三 法第三十条の五の五第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合(包括信用購入あつせんをするため利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を含む。)又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合(これらのうち、次のいずれかに該当する場合を除く。)

イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。

ロ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業

〔新設〕

者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額））の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ 当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

八 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要なと認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要なと認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

三 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新する場合（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を除く。）において、当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

四 認定包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行っていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五 第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、認定包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与

した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

認定包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

- イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日）
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
- ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果

- ニ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
- ニ 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
 - ロ 増額した期間
 - ハ 増額した後の極度額
 - ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者から役務の提供を受ける目的
 - ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役員提供事業者の名称又はこれに相当するもの
 - ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役員提供事業者の名称又はこれに相当するもの
 - ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

四 前項第四号に掲げる場合、次に掲げる事項

イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

五 前項第五号に掲げる場合、カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第六十二条の四 法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいず

〔新設〕

れが遅い日までの間保存しなければならない。

- 一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項
 - イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）
 - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
- ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）
- ニ 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項
 - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日
 - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
- ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利

用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

（経済産業大臣への定期報告）

第六十二条の五 法第三十条の五の五第四項の報告は、様式第十

三の四による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十条の五の五第四項の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第六十二条の六 法第三十条の五の六ただし書の経済産業省令・

内閣府令で定める場合は、第六十二条の三第一項各号に掲げる場合とする。

第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第六十三条 「略」

2 法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。第

〔新設〕

〔新設〕

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第六十三条 「略」

2 法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。第

六十八條の九第二項第一号本文及び第九十九條第二項第一号本文において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。

第六十八條の九第二項第一号本文及び第九十九條第二項第一号本文において同じ。)、及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。第六十八條の九第二項第一号本文及び第九十九條第二項第一号本文において同じ。)、又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五條第一項又は第六百七十七條第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表(関連する注記を含む。第六十八條の九第二項第一号ただし書及び第九十九條第二項第一号ただし書において同じ。))又はこれに代わる書面

二 「略」

三 役員(法第三十二條第一項第四号に規定する役員をいう。

第六十七條第二項第二号、第六十八條の九第二項第三号、第六十八條の十五第二項第二号、第九十九條第二項第三号、第一百二條第二項第二号、第一百三十三條の二第二項第一号及び第一百三十三條の四第二項第二号において同じ。))の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七條第二項第二号、第六十八條の九第二項第三号、第六十八條の十五第二項第二号、第九十九條第二項第三号、第一百二條第二項第二号、第一百三十三條の二第二項第一号及び第一百三十三條の四第二項第二号において同じ。))

四・五 「略」

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者(加入指定信用情報機関を除く。第六十八條の

九十九條第二項第一号本文において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。同号において同じ。))及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。同号において同じ。))又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五條第一項又は第六百七十七條第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表(関連する注記を含む。第九十九條第二項第一号ただし書において同じ。))又はこれに代わる書面

二 「略」

三 役員(法第三十二條第一項第四号に規定する役員をいう。

第六十七條第二項第二号、第九十九條第二項第三号、第一百二條第二項第二号及び第一百三十三條の二第二項第一号において同じ。))の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七條第二項第二号、第九十九條第二項第三号、第一百二條第二項第二号及び第一百三十三條の二第二項第一号において同じ。))

四・五 「略」

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者(加入指定信用情報機関を除く。第九十九條第

九第二項第六号及び第九十九条第二項第六号において同じ。

）の商号又は名称を記載した書面

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条、第六十八条の九第二項第七号、第六十八条の十二及び第六十八条の十四第二項において同じ。）

八・九 「略」

3 「略」

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条 法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 「略」

二 前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうち、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日

二項第六号において同じ。）の商号又は名称を記載した書面

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。次条第一項第四号、第六十五条第三号、第九十九条第二項第七号、第一百条第三号及び第一百三十三条の二第二項第二号において同じ。）、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条において同じ。）

八・九 「略」

3 「略」

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条 法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 「略」

二 前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうち、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日

までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

(変更の届出)

第六十七条 「略」

2 「略」

3 第十二条第三項の規定は、法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者

(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)

第六十八条の三 法第三十五条の二の四第一項ただし書の経済産

業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。
- イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十五条の

日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

(変更の届出)

第六十七条 「略」

2 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額））の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ 当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ニ 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）において、当該利用者の当該登録少額包

括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

三 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

四 前二号に掲げるもののほか、登録少額包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

2|| 登録少額包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない

- 91
- 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
 - ロ 増額した期間
 - ハ 増額した後の極度額
 - ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的
 - ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
 - ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
 - ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第一号ロに該当するときに限る。）
 - ニ 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
 - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係

る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

四 前項第四号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第六十八条の四 法第三十五条の二の四第三項の規定により、登録少額包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

〔新設〕

- 一 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項
- イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
- ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）
- 二 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
- 二 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項
- イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十五条の二の四第一項本文の規定による算定を行つた年月日
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

ニ 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第六十八条の五 法第三十五条の二の五ただし書の経済産業省令
・内閣府令で定める場合は、第六十八条の三第一項各号に掲げる場合とする。

（契約の解除等の制限）

第六十八条の六 法第三十五条の二の六第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする

一 登録少額包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通じて、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

〔新設〕

〔新設〕

- ハ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつて口に規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。
- 二 登録少額包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合
- 2 前項第一号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うことができる。
- 3 第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二| ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、

次に掲げる方法とする。

一| 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ| 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ| 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二| 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2|| 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一| 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二| 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対

[新設]

し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を
閲覧したことを確認したときは、この限りでない。

(経済産業大臣への定期報告)

第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の

二による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告
の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見
込額の算定に関する事項とする。

(登録の申請)

第六十八条の九 法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式

第十五の三によるものとする。

2 法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は
次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様
式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提
出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本
等変動計算書又はこれらに代わる書面(次条第一号に規定す
る要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登
録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及
びその親会社に係るもの)。ただし、登録の申請の日を含む
事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百二十五
条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに
作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書

[新設]

[新設]

面

三 役員履歴書

四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（法第三十五条の二の九第一項第四号の方法及び同項第五号の体制に関する社内規則等を含む。）

八 包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図（法第三十五条の二の九第一項第五号の体制に関する組織図を含む。）

九 次条第二号又は第三号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合は、これらの号のうちいずれかを満たすことを明らかにする事業計画書

十 法第三十五条の二の十一第四号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（資産の合計額から負債の合計額を控除した額）

第六十八条の十 法第三十五条の二の十一第一項第三号に規定する経済産業省令で定める要件は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額（以下この条において「純資産額」という。）が負の値でないことであつて、次の各号のいずれかに該当する

〔新設〕

ものとする。

- 一 法第三十五条の二の三第一項の登録を受けようとする者及びその親会社の純資産額の合計額が、これらの者の資本金又は出資の額の合計額の百分の九十に相当する額以上であるもの
- 二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であることが見込まれるもの
- 三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

第六十八条の十一 法第三十五条の二の十一第一項第九号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- 一 法第三十五条の二の十四第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人(包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。)で当該届出の日から五年を経過しない法人

- 二 前号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知

[新設]

があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうち、第一号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（少額の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第六十八条の十二 法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三 法第三十五条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。

〔新設〕

(利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準)

第六十八条の十三 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。

二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。

2 法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

(変更の登録)

第六十八条の十四 法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、様式第十五の四による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に関する社内規則等

二 法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織

[新設]

[新設]

3|| 前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第二項において
準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業
省令で定める基準に、前条第二項の規定は法第三十五条の二の
十二第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第
十一号ロの経済産業省令で定める基準に準用する。

(変更の届出)

第六十八条の十五 法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様
式第十五の五による届出書を提出してしなければならない。

2|| 法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五
条の二の九第二項本文の経済産業省令で定める書類は、次のと
おりとする。

- 一 その変更に係る事項を証する書類
- 二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、
当該役員の履歴書及び第六十八条の九第二項第十号に掲げる
書面（法第三十五条の二の十一第一項第六号に係るものに限
る。）

3|| 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の十三第三項に
おいて準用する法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で
定める電磁的記録に準用する。

(処分の公示)

第六十八条の十六 第六十八条の規定は、法第三十五条の三にお
いて準用する法第三十四条の四の規定による公示に準用する。

[新設]

[新設]

(廃止の届出)

第六十八条の十七 第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出に準用する。

第二節 個別信用購入あつせん

第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

(個別信用購入あつせんの取引条件の表示)

第六十九条 法第三十五条の三の二第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の要求により支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

一 四 「略」

2 法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府

[新設]

第二節 個別信用購入あつせん

第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

(個別信用購入あつせんの取引条件の表示)

第六十九条 法第三十五条の三の二第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の要求により支払の間隔については第三十六条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

一 四 「略」

2 法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府

令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止に係る購入者等の保護に支障を生ずることがない場合)

第七十四条 法第三十五条の三の四ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 「略」

五 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条に規定する点検又は同法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に關し当該役務の提供を受ける者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が

令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止に係る購入者等の保護に支障を生ずることがない場合)

第七十四条 法第三十五条の三の四ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 「略」

五 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条に規定する点検又は同法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に關し当該役務の提供を受ける者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が

当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当である
ことを確認した場合

2
「略」

第九十六条 令第二十七条第一項の規定により示すべき方法の種
類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 「略」

第九十七条 令第二十七条第三項の規定による確認は、文書、口
頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の
方法で購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
に記録されたことを確認することにより行うものとする。

(変更の届出)

第一百二条 「略」

2 「略」

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十八第三項
において準用する法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業
省令で定める電磁的記録に準用する。

第三節 指定信用情報機関

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別
信用購入あつせん業者

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であ
ることを確認した場合

2
「略」

第九十六条 令第二十五条第一項の規定により示すべき方法の種
類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 「略」

第九十七条 令第二十五条第三項の規定による確認は、文書、口
頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の
方法で購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
に記録されたことを確認することにより行うものとする。

(変更の届出)

第一百二条 「略」

2 「略」

「新設」

第三節 指定信用情報機関

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別
信用購入あつせん業者

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第一百八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 四 [略]

〔削る〕

五・六 [略]

2・3 [略]

第四章 前払式特定取引

〔前払式特定取引契約約款の基準〕

第二百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 次の事項が記載されていないこと。

イ [略]

ロ 契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく及び民法第五百四十八条の四の規定によることなく契約内容の変更（契約金額の引上げを除く。）を行うことができること並びに購入者等の同意を得ることなく契約金額の引上げを行うことができること。

ハ ト [略]

四 [略]

2 [略]

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一百八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 四 [略]

五 勤務先の商号又は名称

六・七 [略]

2・3 [略]

第四章 前払式特定取引

〔前払式特定取引契約約款の基準〕

第二百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 次の事項が記載されていないこと。

イ [略]

ロ 契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく契約内容の変更又は契約金額の引上げを行うことができること。

ハ ト [略]

四 [略]

2 [略]

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

(大量のクレジットカード番号等を取り扱う者)

第百三十二条の二 法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係事業者又はクレジットカード等購入あつせん関係事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供(当該立替払取次業者以外の者を通じて当該立替払取次業者への提供を含む。)することを業とする者とする。

(クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置の基準)

第百三十三条 [略]

2 6 [略]

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(変更の届出)

第百三十三条の四 [略]

2 [略]

3 第百三十三条第三項の規定は、法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

第百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

[新設]

[新設]

第百三十三条 [略]

2 6 [略]

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(変更の届出)

第百三十三条の四 [略]

2 [略]

[新設]

第百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により

第三百三十三条の五第三号、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第四項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、当該調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。

〔削る〕

2
5
4
〔略〕

第三百三十三条の八 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第三百三十三条の五第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

一 加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知つた事項からみて、第三百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつた場合 これらの事項のうち変更があつた事項

二 5
6
〔略〕

第三百三十三条の九 法第三十五条の十七の八第四項の規定により

第三百三十三条の五第一号から第三号まで、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第五項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、第三項から第五項までに定める調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。

2
|| 第三百三十三条の五第一号及び第二号に定める事項については
|| 加盟店に関して調査した事項のうち変更があつた事項について調査しなければならない。

3
5
〔略〕

第三百三十三条の八 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第三百三十三条の五第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

〔新設〕

一 5
五
〔略〕

第三百三十三条の九 法第三十五条の十七の八第四項の規定により

、クレジットカードカード番号等取扱契約締結事業者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 「略」

五 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときであつて、前条第二号又は第三号に該当するためこれらの号の規定による調査を行ったときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。

第百三十三条の十 「略」

2 「略」

3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八第一号の規定による調査を行ったときは、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項のうち変更があつた事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該記録を新たに作成するまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

4 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行ったときは、第二項各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。

第七章 認定割賦販売協会

、クレジットカードカード番号等取扱契約締結事業者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 「略」

五 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときであつて、前条第一号又は第二号に該当するため同号の規定による調査を行ったときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。

第百三十三条の十 「略」

2 「略」

「新設」

3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八の規定による調査を行ったときは、前項各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。

第七章 認定割賦販売協会

(認定割賦販売協会の認定の申請)

第三百三十四条 「略」

2 令第三十一条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三 「略」

(利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報)

第三百三十五条 「略」

2 法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 第三百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行った場合における当該調査の事実及び事由

二・三 「略」

第八章 雑則

(報告の徴収)

第三百三十六条 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
-------	------	------	-----

(認定割賦販売協会の認定の申請)

第三百三十四条 「略」

2 令第二十九条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三 「略」

(利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報)

第三百三十五条 「略」

2 法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 第三百三十三条の八の規定による調査を行った場合における当該調査の事実及び事由

二・三 「略」

第八章 雑則

(報告の徴収)

第三百三十六条 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
-------	------	------	-----

三〇六 〔略〕	一 〔略〕	二 登録包 括信用購 入あつせ ん業者、 登録少額 包括信用 購入あつ せん業者 又は登録 個別信用 購入あつ せん業者	事業年度の終了 の日の現在にお いて様式第二に より作成した財 産に関する調査 並びにその事業 年度の貸借対照 表、損益計算書 及び株主資本等 変動計算書又は これらに代わる 書面並びに事業 報告書	毎事業年度 終了後遅滞 なく	登録包括信用 購入あつせん 業者又は登録 個別信用購入 あつせん業者 にあつては、 主たる営業所 の所在地を管 轄する経済産 業局長 登録少額包括 信用購入あつ せん業者にあ つては、経済 産業大臣
------------	----------	---	---	----------------------	---

第四百四十一条 令第三十五条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

三〇六 〔略〕	一 〔略〕	二 登録包 括信用購 入あつせ ん業者又 は登録個 別信用購 入あつせ ん業者	事業年度の終了 の日の現在にお いて様式第二に より作成した財 産に関する調査 並びにその事業 年度の貸借対照 表、損益計算書 及び株主資本等 変動計算書又は これらに代わる 書面並びに事業 報告書	毎事業年度 終了後遅滞 なく	主たる営業所 の所在地を管 轄する経済産 業局長
------------	----------	--	---	----------------------	-----------------------------------

第四百四十一条 令第三十三条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

別表第一

一 次の算式により算定すること。

〔略〕

イ 〔略〕

ロ 三は、次の値とし、当該値を算式に代入してロを計算するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 賦払金の額が、第一条第二項第二号ロ、第二十七条第

一項第三号又は第三十六条第五項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額が全て等しいものとして計算することができるものとし、第一条第二項第二号ハ、第二十七条第二項第二号ハ又は第三十六条第五項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額が全て等しいものとして計算することができる。

二・三 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

別表第一

一 次の算式により算定すること。

〔略〕

イ 〔略〕

ロ 三は、次の値とし、当該値を算式に代入してロを計算するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 賦払金の額が、第一条第二項第二号ロ、第二十七条第

一項第三号又は第三十六条第二項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額がすべて等しいものとして計算することができるものとし、第一条第二項第二号ハ、第二十七条第二項第二号ハ又は第三十六条第二項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額がすべて等しいものとして計算することができる。

二・三 〔略〕

附 則

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

改正後	改正前
<p>様式第2（第12条、<u>第63条、第68条の9</u>、第99条、第122条、<u>第126条、第136条関係</u>）</p> <p>（略）</p> <p>様式第13（第26条、<u>第68条の2、第68条の17</u>、第103条、第125条、第133条の13関係）</p> <p style="text-align: center;">営業廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>前払式割賦販売（包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式特定取引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）の営業を廃止したので、割賦販売法第26条第1項（<u>第35条、第35条の3</u>において準用する第35条、第35条の3の35、<u>第35条の3の62</u>において準用する第26条第1項<u>及び</u>第35条の17の14）の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p><u>様式第13の2（第61条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>認定包括信用購入あつせん業者認定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>経済産業大臣 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住 所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>名 称</u></p> <p style="text-align: center;"><u>代表者の氏名</u></p> <p><u>認定包括信用購入あつせん業者の認定を受けたいので、割賦販売法第30条の5</u></p>	<p>様式第2（第12条、<u>第63条</u>、第99条、第122条、<u>第126条関係</u>）</p> <p>（略）</p> <p>様式第13（第26条、<u>第68条の2</u>、第103条、第125条、第133条の13関係）</p> <p style="text-align: center;">営業廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>前払式割賦販売（包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式特定取引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）の営業を廃止したので、割賦販売法第26条第1項（<u>第35条、第35条の3の35</u> <u>及び</u> <u>第35条の3の62</u>において準用する第26条第1項、<u>第35条の17の14</u>）の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p>[新設]</p>

の4第1項の規定により、割賦販売法施行規則第61条第3項に規定する書類を添えて申請します。

1 割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法

2 延滞率に関する事項

3 割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体制

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法」の欄には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

3 「延滞率に関する事項」の欄には、この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を踏まえ、認定を取得することが見込まれる日を含む事業年度の想定延滞率及びその理由を記載すること。

4 「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体制」の欄には、社内規則等や組織図を踏まえ、当該体制の概要を記載すること。

様式第13の3（第62条の2関係）

[新設]

変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

認定事項を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第30条の5の4第3項の規定により、割賦販売法施行規則第62条の2第2項に掲げる書類を添えて、

届け出ます。

記

1 変更を予定する事項

2 変更の内容及び変更の理由

3 変更を予定する年月日

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第1号に規定する割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第2号に規定する割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載すること。

様式第13の4（第62条の5関係）

[新設]

認定包括信用購入あつせん業者定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法第30条の5の5第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 標記の事業年度の延滞率及びその理由

2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の2 (第68条の8関係)

登録少額包括信用購入あつせん業者定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法第35条の2の7の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 標記の事業年度の延滞率及びその理由

2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の3 (第68条の9関係)

登録少額包括信用購入あつせん業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

[新設]

[新設]

代表者の氏名

登録少額包括信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第 35 条の 2 の 9 第 1 項の規定により、同条第 2 項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地及び電話番号

3 その他の営業所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地

4 割賦販売法施行規則第 68 条の 10 第 1 号に規定する要件を満たすものとして割賦販売法第 35 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及びその親会社全体の純資産比率

5 割賦販売法施行規則第 68 条の 10 第 2 号又は第 3 号に規定する要件を満たすものとして割賦販売法第 35 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者の純資産額

6 役員の名

7 利用者支払可能見込額の算定の方法

8 延滞率に関する事項

9 利用者支払可能見込額の算定を行う体制

10 協会加入の有無 有（会員番号： ） 無

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 名称にはふりがなを付すこと。

3 「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行令第 6 条に基づき割賦販売法第 35 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受けようとする者及びその親会社の資産の合計額から負債の合計額を控除した額（全体の純資産額）を計算し、「全体の純資産額 ÷ 全体の資本金又は出資の額」に 100 を乗じた数値を記載すること。

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第 35 条の 2 の 12 第 1 項の規定により、割賦販売法施行規則第 68 条の 14 第 2 項に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1 変更を予定する事項

2 変更の内容及び変更の理由

3 変更を予定する年月日

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第 68 条の 14 第 2 項第 1 号に規定する利用者支払可能見込額の算定の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第 68 条の 14 第 2 項第 2 号に規定する利用者支払可能見込額の算定を行う体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載すること。

様式第 15 の 5 (第 68 条の 15 関係)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

[新設]

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第 35 条の 2 の 13 第 1 項の規定により、割賦販売法施行規則第 68 条の 15 第 2 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。